

司法試験予備試験 要件事実まとめ

第1章 売買

第2章 貸金・保証

第3章 不動産明渡し（所有権）

第4章 不動産登記請求

第5章 不動産明渡し（賃貸借契約終了）

第6章 動産引渡し

第7章 債権譲渡

第8章 請負

第9章 債権者代位・詐害行為取消し

第10章 相続

第11章 債務不存在確認

第1章 売買

第1 売買代金支払請求

1 訴訟物・請求の趣旨

訴訟物 「売買契約に基づく代金請求権」 1個

請求の趣旨 「被告は、原告に対し、〇〇万円を支払え。」

2 請求原因

①売買契約の成立

売買契約の成立によって代金請求権は直ちに発生するため、請求原因の要件事実は「売買契約の成立」のみである。

【整理図】

①大前提：売買契約の成立 → 売買契約に基づく代金請求権が発生
②小前提：売買契約の成立 = ex. XはYに甲を100万円で売った
③結論： 売買契約に基づく代金請求権が発生

3 抗弁以下の攻撃防御方法

(1) 履行期限の抗弁

ア 抗弁の性質

売買契約において代金債務の「期限の合意」は本質的要素ではなく、売買契約の付款にすぎない。そのため、「期限の合意」は、これにより利益を受ける買主が主張立証責任を負う。

そして、「期限の合意」が認められれば、期限が到来するまで請求原因に基づく代金請求が認められなくなる（権利行使を阻止する）。そのため、この主張は阻止の抗弁となる。

①期限の合意

イ 再抗弁

・期限の到来

「期限の到来」が認められれば代金請求権の行使は阻止されない（権利行使の阻止の発生を障害する）。そのため、「期限の合意」は障害の再抗弁となる。

①期限の到来

(2) 同時履行の抗弁

ア 抗弁の性質

同時履行の抗弁が認められれば、反対債務の履行がされるまでは債務の履行を拒むことができる（権利行使を阻止する）ため阻止の抗弁である。同時履行の抗弁が認められる場合、裁判所は「引換給付判決」をすることになる。

引換給付判決「被告は、原告から甲の引渡しを受けるのと引換えに、原告に対し、100万円を支払え。」

イ 要件事実

① 原告が債務の履行をするまで自らの債務の履行を拒絶する旨の権利主張

同時履行の抗弁の実体法上の要件である双務契約から生じた2つの債権の存在と、これらが同時履行関係にあることは請求原因で主張されている売買契約の成立によりすでに現れている。そのため、これらの事実を抗弁において再度主張する必要はない。

もっとも、同時履行の抗弁は権利抗弁（権利主張をすることで初めて抗弁として意味を持つ抗弁）である。そのため権利を行使するが要件となる。

したがって、同時履行の抗弁の要件事実は「権利行使の主張」が要件事実となる。

ウ 再抗弁

・先履行の合意

被告が原告に目的物の引渡しを先にする旨の合意、すなわち「先履行の合意」が認められれば、被告は同時履行の抗弁を主張することができない。そのため、「先履行の合意」は同時履行の抗弁の発生を障害するから、障害の再抗弁となる。

① 先履行の合意

・反対給付の履行

原告がすでに債務の履行として目的物の引渡しをしていることが認められれば、被告は同時履行の抗弁を行使して原告による代金請求権の行使を阻止することはできない。そのため、「反対給付の履行」は同時履行の抗弁の発生を障害するから、障害の再抗弁となる。

①反対給付の履行

(2) 弁済の抗弁

ア 抗弁の性質

被告がすでに売買代金を支払っているのであれば、代金請求権は被告の弁済により消滅する。そのため、弁済の抗弁は消滅の抗弁となる。

イ 要件事実

① 債務の本旨に従った給付

② その給付が当該債権についてされたこと（給付と債権の関連性）

①債務の本旨に従った給付だけでは、当該給付が何のために交付されたか明らかではないため、②給付と債権の関連性の主張まで必要である。

*具体的な摘示は①②をまとめて記載する

「被告は、原告に対し、平成〇年〇月〇日、本件売買代金債務の履行として100万円を交付した。」

ウ 第三者弁済の場合

第三者弁済の場合、弁済の主体が変わるだけであるから弁済の抗弁の要件事実は通常の弁済の場合と同じである。

第三者弁済は「当事者が反対の意思表示」をすると無効になるところ、この事実は再抗弁となる。この再抗弁は弁済を無効とすることで弁済の抗弁を障害するため、障害の再抗弁である。

エ 一部請求場合

機械的・数量的な一部請求に対して弁済の抗弁が主張された場合、弁済の主張は債権全体に対する消滅原因と考え、非請求部分から充当されるのが判例である（いわゆる「外側説」）。そのため、非請求部分を超える数量の弁済の抗弁でなければ、弁済の抗弁は主張自体失当となる。

(4) 履行遅滞解除の抗弁

ア 抗弁の性質

売買契約を解除すると、売買契約により発生した代金支払請求権は遡及的に消滅する。そのため、履行遅滞解除の抗弁は消滅の抗弁となる。

イ 要件事実

- ① 催告
- ② 催告後相当期間の経過
- ③ 相当期間経過後の解除の意思表示
- ④ 催告に先立つ反対給付の履行

履行遅滞解除の根拠条文は民法 541 条である。同条によるとその要件は①履行遅滞であることと、②解除の手続的な要件に分類できる。

【履行遅滞解除の実体法上の要件】

①履行遅滞	<ul style="list-style-type: none">・ 債務の発生原因(不要 :請求原因で現れている)・ 履行可能(不要:債務が原則履行可能ゆえ履行不能が再抗弁)・ 履行期の経過・ 履行がない(不要 :履行したことは再抗弁)・ 帰責性(不要:履行期経過により原則帰責性はある)・ 違法性 → (反対給付の履行により同時履行の存在効果を否定)
②手続的要件	<ul style="list-style-type: none">・ 催告 *民 412Ⅲと民 541 の催告は兼ねられる・ 相当期間の経過・ 解除の意思表示 (必要 :540 条 1 項)

ウ 再抗弁

・履行不能

債務の内容が履行不能となると当該債務は消滅する。履行不能の主張は履行遅滞解除の抗弁の法律効果の発生を障害する。そのため、「履行不能であること」は履行遅滞の抗弁に対する障害の再抗弁となる。

① 債務が履行不能であること

・弁済の提供

原告が反対給付の履行をしていなくとも、「弁済の提供」があれば、債務不履行から生じる一切の責任を免れる（民 492 条）から、催告後、解除の意思表示到達前に「弁済の提供」があれば、履行遅滞解除の抗弁による法律効果の発生が障害される。そのため、「弁済の提供」は履行遅滞解除の抗弁に対する障害の再抗弁となる。

① 弁済の提供をしたこと

(5) 履行不能解除の抗弁

ア 抗弁の性質

売買契約を解除すると、売買契約により発生した代金支払請求権は遡及的に消滅する。そのため、履行不能解除の抗弁は消滅の抗弁となる。

イ 要件事実

① 履行は解除の意思表示までに不能となったこと

② 解除の意思表示

履行遅滞解除と同様に、債務は通常は履行可能であるところ、履行不能となれば、原則として債務者の帰責性と違法性は認められる。そのため帰責性と違法性の主張は不要である。

また履行遅滞解除の場合と異なり、履行不能となれば債務は消滅するため債権債務の対立がない。そのため、同時履行の抗弁権の存在効果を否定する必要はない。

(6) 瑕疵担保責任解除の抗弁

ア 抗弁の性質

売買目的物が特定物である場合に「隠れた瑕疵」があれば買主は瑕疵担保責任（民 570 条、566 条 1 項）に基づき売買契約を解除することができる。売買契約を解除すると、売買契約により発生した代金支払請求権は遡及的に消滅する。そのため、瑕疵担保解除の抗弁は消滅の抗弁となる。

イ 要件事実

- | |
|--|
| ① 瑕疵があること
② 瑕疵が表見していないこと（通常人が普通の注意を用いても発見できないこと）
③ 解除の意思表示 |
|--|

「隠れた瑕疵」の意義について、判例は瑕疵が表見していないことをいうとする見解（不表見説）を採っている（大判昭 5.4.16 民集 9 卷 376 頁）。そのため①に加えて②を主張する必要がある。

不表見の瑕疵があれば、通常買主は善意無過失と事実上推定できるため買主は「買主がこれを知らず、かつ、そのために契約をした目的を達成することができないとき」（民 570 条、566 条 1 項）を主張する必要はない。

ウ 再抗弁

・ 悪意

- | |
|-------------|
| ① 悪意の評価根拠事実 |
|-------------|

・ 過失

- | |
|-------------|
| ① 過失の評価根拠事実 |
|-------------|

・ 除斥期間

瑕疵担保責任は買主が瑕疵を知った日から 1 年（除斥期間）が経過すると消滅する（民 570 条、566 条 3 項）。除斥期間の経過により解除の抗弁による法律効果は発生しない。そのため、除斥期間の再抗弁は瑕疵担保責任に対する障害の再抗弁となる。

- | |
|-----------|
| ① 除斥期間の経過 |
|-----------|

(7) 手付解除の抗弁

ア 抗弁の性質

手付が解約手付であれば、手付を放棄することで売買契約を解除することができる（民 557 条 1 項）。売買契約を解除すると、売買契約により発生した代金支払請求権は遡及的に消滅する。そのため、手付解除の抗弁は消滅の抗弁となる。

なお、特段の意思表示がない限り、手付は解約手付としての性質を有する。

イ 要件事実

- | |
|---------------------------------------|
| ① 手付金の合意 |
| ② 手付金の交付 |
| ③ （売主解除）契約を解除することを示して手付金倍額の現実の提供 |
| ③' （買主解除）契約を解除することを示して手付金返還請求権放棄の意思表示 |
| ④ 解除の意思表示 |

ウ 再抗弁

・解除権留保排除特約

- | |
|-----------------|
| ① 解除権を留保しない旨の特約 |
|-----------------|

・履行着手抗弁

- | |
|--------------------------------|
| ① 解除の意思表示前に再抗弁を主張する者が履行に着手したこと |
|--------------------------------|

第2 目的物引渡請求

1 訴訟物・請求の趣旨

訴訟物「売買契約に基づく目的物引渡請求権」1個

請求の趣旨「被告は、原告に対し、甲を引き渡せ。」

2 請求原因

売買契約の成立によって目的物引渡請求権は直ちに発生するため、請求原因の要件事実は「売買契約の成立」のみである。

① 売買契約の成立

第3 付帯請求（売主による民575条2項本文の利息請求）

1 訴訟物・請求の趣旨

訴訟物「履行遅滞に基づく損害賠償請求権」1個

請求の趣旨「被告は、原告に対し、〇〇万円及びこれに対する平成〇年〇月〇日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。」

民575条2項の趣旨を売主が目的物の引渡しに至まで果実を取得することができる反面として、買主は遅滞に陥っても遅延損害金の支払いを不要としたと考えると、同項の「利息」は遅延損害金である（遅延損害金説）。

2 請求原因

① 売買契約の成立

② 売買契約に基づく目的物の引渡し

③ 履行期の経過（期限の定めがない場合は「代金支払の催告」）

④ 損害の発生とその額（民事法定利率を請求する場合は不要）

第2章 貸金・保証

第1 貸金返還請求

1 訴訟物・請求の趣旨

【訴訟物】

- 1 消費貸借契約に基づく貸金返還請求権 1個
- 2 利息契約に基づく利息請求権 1個
- 3 履行遅滞に基づく損害賠償請求権 1個

遅延損害金の法的性質は、履行遅滞に基づく損害賠償請求権（民 415 条）である。

【請求の趣旨】

被告は、原告に対し、103 万円*及びうち 100 万円に対する平成○年○月○日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。

*103 万円のうち、100 万円が元金、残り 3 万円が利息の場合の摘示例である。

2 請求原因

(1)貸金返還請求

ア 返還時期の合意がある場合

- ① 金銭返還の合意
- ② 金銭の交付
- ③ 返還時期の合意
- ④ 返還時期の到来

イ 返還時期の合意がない場合

- ① 金銭返還の合意
- ② 金銭の交付
- ③ 催告（・民 591 条 1 項）
- ④ 相当期間の経過（・民 591 条 1 項）

貸金返還請求権の要件は大きく分けて、「消費貸借契約の成立」と「消費貸借契約の終了」である。

「消費貸借契約の成立」は消費貸借契約の冒頭規定である民法 587 条より、
①金銭返還の合意と②金銭の交付である。

また、消費貸借契約は貸借型の契約（ほかに賃貸借・使用貸借）であるところ、ある期間借主に目的物を利用させることに意味がある。したがって、貸金の返還を請求するためには、「消費貸借契約の終了」を主張する必要がある。

そしてその要件は返還時期の合意がある場合とない場合で異なる。

(2)利息請求権

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 元本債権の発生原因事実② 利息の約定③ 利息を生じるべき一定期間の経過 |
|---|

利息は元本利用の対価として支払われるものであり、元本債権に対し附従性を有するため①元本債権の発生原因事実を主張する必要がある。

消費貸借契約は無利息が原則である（民 587 条）ため、②利息の約定を主張する必要がある。利息は一定の期間が経過することにより発生するため、③一定期間の経過を主張する必要がある。

(3)遅延損害金請求権

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 元本債権の発生原因事実② 返還時期の経過（期限の定めがない場合は「催告」）③ 損害の発生とその額（民事法定利率を請求する場合は不要） |
|--|

遅延損害金も元本の存在を前提とするため、①元本債権の発生原因事実を主張する必要がある。

金銭債務の債務不履行の場合は特約がなくとも法定利率年 5 分（404 条）の割合による遅延損害金を請求することができる（民 419 条 1 項本文）。そのため、法定利率の割合により遅延損害金を請求する場合は③損害の発生とその額の主張は不要である。

3 抗弁以下の攻撃防御方法

(1) 弁済（略）

(2) 相殺

ア 抗弁の性質

相殺の主張が認められれば受働債権は相殺適状のときにさかのぼって消滅する（民 505 条 1 項、506 条 2 項）。そのため訴訟物である貸金返還請求権も消滅する。したがって、相殺の主張は請求原因に基づき発生した法律効果を消滅されるものであるから、消滅の抗弁となる。

イ 要件事実

- ① 自働債権の発生原因事実
- ② 同時履行の抗弁権の発生障害事実または消滅原因事実(自働債権が双務契約)
- ③ 自働債権が貸借契約である場合は「弁済期の合意とその到来」)
- ④ 相殺の意思表示

【実体法上の相殺の要件】

- ・ 自働債権の存在
- ・ 受働債権の存在（不要 ・請求原因で現れている）
- ・ 両債権が弁済期にあること（不要 ・両債権の主張により通常明らかになる）
- ・ 両債権が同種であること（不要 ・請求原因で現れている）
- ・ 債務の性質が相殺を許さないものではないこと（不要 ・相手の主張責任）
- ・ 相殺の意思表示

「債務の性質が相殺を許さないこと」（505 条 1 項ただし書）については、ただし書という実体法上の規定に加えて、相殺適状にある債権は原則として相殺が許されるため、債務の性質上相殺が許されないことにより利益を負う相手方が主張立証責任を負う。

自働債権が双務契約である場合は、その発生原因事実を主張することで同時履行の抗弁権の存在が基礎付けられる。同時履行の抗弁権が存在することの効果として相殺が禁止される。そのため、同時履行の抗弁権の存在効果を否定する必要がある。したがって、「②同時履行の抗弁権の発生障害事実または消滅原因事実」を主張する必要がある（ex. 弁済の事実）。

自働債権の発生原因が「売買型」であれば特約がない限り自働債権は契約と同時に履行すべきであるため、自働債権が弁済期にあることを主張する必要はない。他方、自働債権の発生原因が「貸借型」の場合は、契約成立から一定期間は借主が利用することが予定されている。そのため、契約成立と同時に弁済期は到来しない。したがって、自働債権についての「③弁済期の合意とその到来」を主張する必要がある。

なお、受働債権が弁済期にあることは通常、請求原因で現れているため主張は不要である。

(3)消滅時効

ア 抗弁の性質

消滅時効の主張が認められれば、その効果として当該債権は時効の起算日にさかのぼって消滅する（民 144 条、167 条 1 項）。そのため訴訟物である貸金返還請求権も消滅する。したがって、消滅時効の主張は請求原因による法律効果を消滅させる抗弁となる。

イ 要件事実

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 時効期間の末日の経過② 時効援用の意思表示 |
|--|

当該債権が権利行使可能であることは、すでに請求原因で現れているため「権利行使が可能であること」（民 166 条 1 項）は主張する必要はない。

消滅時効の期間計算について、判例は初日を算入せずに翌日を時効の起算日とする。そのため、時効期間の経過として「①時効期間の末日の経過」を摘示する必要がある。

通説・判例によると時効は援用された時に初めて確定的に効果が生じる（不確定効果説）ところ、実体法上の要件として「②時効援用の意思表示」（民 145 条）の主張が必要である。

ウ再抗弁

・時効中断（承認）

① 債務者が消滅時効完成前に、債権者に対し、債務を承認したこと

債務承認について当事者間で争いがあり、単に「承認」と主張するだけでは攻撃防御方法の対象が不明確な場合には、承認に該当する具体的事実（一部弁済、支払猶予、支払猶予の申し込み、利息の支払い等）を主張する必要がある。

・時効援用権の喪失

① 債務者が消滅時効完成後に債権者に対し、債務を承認したこと

判例は、債務者が時効完成後に債権者に対し債務を承認した場合は、時効完成の事実を知らなかったときでも信義則上、時効を援用することは許されないとする。そのため、時効完成後の債務承認は、消滅時効の抗弁による権利消滅という法律効果に基づく権利主張を障害し、請求原因を復活させる。したがって、消滅時効の抗弁に対する障害の再抗弁となる。

第2 保証債務履行請求

1 訴訟物・請求の趣旨

訴訟物「保証契約に基づく保証債務履行請求権」 1個

請求の趣旨「被告は、原告に対し、100万円を支払え。」

2 請求原因

(1) 保証債務

- ① 主債務の発生原因事実
- ② 保証契約成立
- ③ 保証意思が書面によること

保証債務は主債務に附従するものであるから、保証債務履行請求権の請求原因として「①主債務の発生原因事実」の主張が必要となる。

また保証契約は書面によらなければ効力が生じない（民446条2項）ため、請求原因として「③保証意思が書面によること」の主張も必要である。

なお、「連帯」保証である場合も請求原因は同様である。なぜならば、「連帯」の約定は保証契約に付された特約であるところ、これは保証契約の本質的な要素ではないからである。

(2) 有権代理

- ① 代理人と相手方の法律行為
- ② 代理人による顕名
- ③ ①に先立つ代理権授与

民99条1項では「代理人がその権原内において本人のためにすることを示してした意思表示は、本人に対して直接にその効力を生ずる」として要件および効果を定めている。同条項より有権代理の要件は、①「代理人」による②「本人のためにすることを示して」（顕名）した③「権限内の意思表示」（法律行為）となる。

3 抗弁以下の攻撃防御方法

(1)消滅時効（略）

(2)相殺

ア 抗弁の性質

保証債務は主債務に対し、附従性を有するため、主債務に付着する抗弁は保証人も主張することができる。したがって、保証人は主債務の消滅・発生障害事由を抗弁とすることができる。

イ 要件事実

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 自働債権の発生原因事実② 本件保証債務の支払いを拒絶する旨の権利主張 |
|---|

民 457 条 2 項では、保証人は主債務者が債権者に対して有する反対債権による相殺をもって債権者に対抗することができる旨が定められている。

この「対抗することができる」の意義を保証人は主債務者に代わって相殺をすることができるのではなく、相殺によって消滅する限度で保証債務の履行を拒絶することができるにすぎない（抗弁権説）と考えるのが通説である。このように考えると、相殺の主張は保証債務履行請求の権利行使を阻止できる抗弁となる。

以上のように考えると、要件事実は「相殺の意思表示」ではなく、「②保証人の権利主張」となる。

*主債務者の取消権・解除権を援用する場合も、同様の要件事実を主張することになる。

第3章 不動産明渡し（所有権）

第1 土地返還請求

1 訴訟物・請求の趣旨

訴訟物「所有権に基づく返還請求権としての土地明渡し請求権」1個

請求の趣旨「被告は、原告に対し、甲土地を明け渡せ。」

2 請求原因

- ① 現在、原告が土地を所有していること
- ② 現在、被告が土地を占有していること

物の返還請求権は原告が「所有」している物の「占有」を被告が侵害していることで発生するため、発生原因は原告所有と被告占有である。

そして、訴訟物「所有権に基づく返還請求権としての土地明渡し請求権」の発生時期は現在（＝口頭弁論終結時点）であるから、請求原因は「①現在、原告が土地を所有していること」と「②現在、被告が土地を占有していること」となる。

3 抗弁以下の攻撃防御方法

(1)所有権喪失の抗弁

ア 抗弁の性質

被告は、過去のある時点における原告所有は認めるが、そのあと所有権が原告以外の第三者へ移転したため、現在の原告所有は認められないという主張である。

現在の原告所有が認められなければ、現在を基準時とする訴訟物は発生しないため、権利発生が障害される。したがって、この主張は抗弁となる。

イ 要件事実

① 原告の所有権喪失原因

抗弁としては、所有権が原告以外の第三者へ移転したことを主張すれば足りるため、「①原告の所有権喪失原因」として売買や贈与、即時取得等の成立を主張することになる。

ウ 再抗弁

・虚偽表示

- | |
|---|
| ① 当該意思表示が真意でないこと（表示と効果意思の不一致）
② ①につき相手方と通謀があったこと |
|---|

原告の所有権喪失原因として売買契約が主張された場合、当該売買契約が虚偽表示により無効と言えれば、所有権喪失の抗弁による法律効果の発生が障害され、請求原因が復活する。したがって、虚偽表示の主張は抗弁となる。

・解除（略）

・所有権留保特約

- | |
|--------------|
| ① 所有権留保特約の成立 |
|--------------|

原告の所有権喪失原因として売買契約が主張された場合、当該売買契約に所有権留保特約が付されており、いまだ売買代金が完済されていないのでなれば所有権は原告に留保されたままである。そのため所有権喪失の抗弁による法律効果の発生が障害され、請求原因が復活する。したがって、所有権留保特約の主張は抗弁となる。

(2) 対抗要件具備による所有権喪失の抗弁

ア 抗弁の性質

実体法上、二重譲渡事案において対抗要件を具備した者が確定的に所有権を取得する。他方もう一方の譲受人は所有権を喪失する。そのため二重譲渡で被告が対抗要件を具備したという主張は、請求原因の法律効果の発生を障害する抗弁となる。

イ 要件事実

- | |
|------------------------------------|
| ① 前主から被告への所有権取得原因
② ①に基づく対抗要件具備 |
|------------------------------------|

「①前主から被告への所有権取得原因」は対抗関係（＝被告が「第三者」に該当すること）を基礎付ける事実として主張する必要がある。

(3) 対抗要件の抗弁

ア 抗弁の性質

被告が「第三者」（民 177 条）に該当すれば、原告は対抗要件を具備しない限り所有権取得を被告に対し、対抗することができない。

そのため、被告は対抗要件の具備を争う旨を「権利抗弁」として裁判所に対し意思表示をすることができる。

* 権利抗弁説をとる理由

二重譲渡の関係にあることが明らかなだけでは、当事者は全く対等な関係にあるにすぎない。そのため、二重譲渡関係にあることを理由として何らかの法律効果を生じられるべきではない。したがって、対抗要件の具備を争うかどうかを当事者の意思に委ねるべきである。

イ 要件事実

- | |
|--|
| <p>① 原告の対抗要件欠缺を主張する正当な利益を有する第三者であることを基礎付ける事実</p> <p>② 対抗要件の有無を問題とし、これを争う旨の権利主張</p> |
|--|

「①前主から被告への所有権取得原因」は対抗関係（＝被告が「第三者」に該当すること）を基礎付ける事実として主張する必要がある。

権利抗弁説によると、被告による対抗要件の具備を問題としてこれを争う旨の権利主張が必要であるため、「②権利主張」が必要となる。

ウ 再抗弁

・ 対抗要件具備

- | |
|-------------------------|
| <p>① 原告が対抗要件を具備したこと</p> |
|-------------------------|

(4)占有権原の抗弁（賃借権）

ア 抗弁の性質

被告の占有が権原に基づく適法な占有であれば、請求原因の法律効果の発生は障害されるため、占有権原の主張は抗弁となる。

イ 要件事実

① 賃貸借契約の成立

② ①に基づく引渡し

仮に賃貸借契約に基づいて目的物の引渡しを受けずに、勝手に目的物の占有を始めたとすれば、当該占有は「適法な占有」とはいえない。占有権原の抗弁は、正当な占有権原に基づく「適法な占有」であるという主張ゆえ、「①賃貸借契約の成立」に加えて、「②契約に基づく引渡し」まで主張する必要がある。

第2 建物収去土地明渡請求

1 訴訟物・請求の趣旨

訴訟物「所有権に基づく返還請求権としての土地明渡請求権」1個

請求の趣旨「被告は、原告に対し、乙建物を収去して甲土地を明け渡せ。」

建物明渡請求と異なり、土地上に建物がある場合であっても訴訟物は同じ「所有権に基づく返還請求権としての土地明渡請求権」である。

また「建物収去」の主文は執行方法の特定を訴訟物に準ずるものとして審理対象となる。

* 「建物を収去して」の文言

土地と建物は別個独立した不動産であるため、民事執行法上、強制執行の際に、土地明渡しの債務名義だけでは、別個の不動産である建物の収去執行ができない（民執168条5項参照）。そのため、建物収去も求める場合は建物収去の判決主文を導くために「建物を収去して」という文言が加わる。

2 請求原因

- ① 原告の土地を所有していること
- ② 土地上に被告所有の建物が存在すること

建物収去義務の存否が審判対象に加わるため、前述の土地明渡請求の請求原因のほかに「②土地上に被告所有の建物が存在すること」を主張する必要がある。

* 被告の土地占有は、被告の建物所有を通じて認められる。すなわち、建物は土地から離れて存在することができないため建物の占有者は建物のみを占有するにとどまらず、建物の占有を通じて当該土地を占有している。

3 抗弁以下の攻撃防御方法

(1) 建物所有権喪失の抗弁

ア 抗弁の性質

被告の建物所有が認められなければ、被告は建物収去義務を負わない。そのため被告が建物所有権を喪失したという主張は請求原因の法律効果を障害する抗弁となる。

イ 要件事実

① 建物所有権の移転原因事実

ウ 再抗弁

・ 登記名義保有

- | |
|---|
| ① 被告が建物をもと所有当時、建物に被告名義の建物登記が存在したこと
② ①が被告の意思に基づく登記であること
③ 建物に被告名義の登記が存在していること |
|---|

判例によると、被告が建物所有権を取得して自らの意思に基づいてその旨の登記を具備した場合、被告は建物を第三者へ譲渡したとしても、引き続き登記名義を保有する限り、建物所有権の喪失を主張して建物収去土地明渡義務を免れることはできない。

そのため被告名義登記があるという主張は、建物所有権喪失の抗弁による法律効果の発生を障害する抗弁となる。

第3 付帯請求

1 訴訟物・請求の趣旨

訴訟物「不法行為に基づく損害賠償請求権」1個

請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対し、甲土地を明け渡せ。
- 2 被告は、原告に対し、平成〇年〇月〇日から、上記明け渡済みまで1ヶ月当たり〇〇万円の割合による金員を支払え。

2 請求原因

- ① 始期における占有
- ② 終期における占有
- ③ 賃料相当額

民法 709 条より不法行為に基づく損害賠償請求の要件は「権利侵害」、「故意または過失」、「損害の発生とその額」、「その因果関係」である。

「権利侵害」があったというためには、「被侵害利益」と「加害行為」が必要であるところ、所有権侵害の場合の「被侵害利益」は所有権であり、「加害行為」は被告のこの期間中の占有継続である。そして、民 186 条 2 項により前後の両地点における占有が認められれば、占有はその期間継続したものと推定される。そのため請求原因として「①始期における占有」、「②終期における占有」、「③賃料相当額」を主張立証する必要がある。

第4章 不動産登記請求

第1 総論

【登記請求権】

①物権的登記請求権	実体的な物権関係と登記が一致しないため、その不一致を除去するために物権そのものの効力として認められる。法的性質は「妨害排除請求権」である。
②債権的登記請求権	売買や贈与のような物権移転を目的とする契約の効果として生じる。
③物権変動的登記請求権	物権変動の過程と登記が一致しない場合に、その不一致を除去するため物権変動自体から生じる。

登記手続は、登記権利者と登記義務者が共同で申請して登記官がその登記をするのが原則である（不登 60 条）。しかし、共同申請者の一方が申請に協力しないことがある。その際に申請の協力を「登記請求権」として求めることができる。

第2 売買契約に基づく所有権移転登記請求（②債権的登記請求権）

1 訴訟物・請求の趣旨

訴訟物「売買契約に基づく所有権移転登記請求権」1 個

請求の趣旨「被告は、原告に対し、別紙登記目録記載の土地について、平成〇年〇月〇日売買を原因とする所有権移転登記手続きをせよ。」

2 請求原因

① 売買契約の成立

訴訟物「所有権登記移転請求権」は売買契約の成立により直ちに発生するため、請求原因は「①売買契約の成立」のみで足りる。

第3 所有権移転登記抹消請求（①物権的登記請求権）

1 訴訟物・請求の趣旨

訴訟物「所有権に基づく妨害排除請求権としての
所有権移転登記抹消請求権」1個

請求の趣旨「被告は、別紙登記目録記載の土地について、
別紙登記目録記載の登記を抹消する登記手続きをせよ。」

占有以外の態様で物権が侵害されているため、「妨害排除請求権」を行使ことになる。

*登記抹消請求は慣例的に「被告は、原告に対し」ではなく「原告に対し」を省略して摘示するとされている。

2 請求原因

- ① 原告が土地を所有していること
- ② 土地について被告名義の所有権移転登記が存在すること

3 抗弁以下の攻撃防御方法

(1)所有権喪失の抗弁（略）

第4 真正な登記名義回復を原因とする抹消に代わる所有権移転登記請求（① 物権的登記請求権）

1 訴訟物・請求の趣旨

訴訟物「所有権に基づく妨害排除請求権としての所有権移転登記請求権」1個

請求の趣旨「被告は、原告に対し、別紙登記目録記載の土地について、
真正な登記名義の回復を原因とする所有権移転登記手続きをせよ。」

利害関係のある登記があるため、所有権移転登記抹消請求ができないことがある。そのため、所有権登記抹消請求に代えて「真正な登記名義の回復」を原因とする所有権移転登記請求をすることが登記実務上認められている。

例えば、甲土地の登記が「**X→A→Y**」となっている場合に、**X**が**Y**に対し、**X**に対する登記移転を求める訴訟である。この場合、「**A**に対する所有権移転登記抹消請求」と「**Y**に対する所有権移転登記抹消請求」をする方法が考えられる。しかし、実務上はこの方法に代えて「**Y**に対して真正な登記名義の回復を原因とする所有権移転登記請求」が認められているのである。

甲土地の登記は以下のようなになる。「**X→A→Y→X**」

2 請求原因

- ① 原告が土地を所有していること
- ② 土地について被告名義の所有権移転登記が存在すること

第5 取得時効を原因とする所有権移転登記請求（①物権的登記請求権）

1 訴訟物・請求の趣旨

訴訟物「所有権に基づく妨害排除請求権としての所有権移転登記請求権」1個

請求の趣旨「被告は、原告に対し、別紙登記目録記載の土地について、平成○年○月○日時効取得を原因とする所有権移転登記手続きをせよ。」

*時効の効果はその起算日にさかのぼる（民 144 条）ので、登記日付は、時効の起算点となる。

2 請求原因

(1)長期取得時効

- ① ある時点で占有していたこと
- ② ①時点から 20 年を経過した時点で占有していたこと
- ③ 時効援用の意思表示
- ④ 土地について被告名義の所有権移転登記が存在すること

請求原因は、これまでと同様に「原告所有」と「被告名義の登記があること」である。「原告所有」として時効取得の主張をすると、請求原因は①②③となり、「被告名義の登記があること」の主張として④を主張する必要がある。

【長期取得時効の実体法上の要件】

- ・所有の意思（不要：186 条 1 項により推定）
- ・平穩かつ公然に（不要：186 条 1 項により推定）
- ・他人の物（不要：自己物の時効取得も可能）
- ・20 年の占有 → 186 条 2 項より **2 時点の占有事実**で足りる
- ・時効援用の意思表示（必要：145 条）

(2)短期取得時効

- ① ある時点で占有していたこと
- ② ①時点から 10 年を経過した時点で占有していたこと
- ③ 占有開始時点の無過失を基礎付ける評価根拠事実
- ④ 時効援用の意思表示
- ⑤ 土地について被告名義の所有権移転登記が存在すること

【短期取得時効の実体法上の要件】

- ・ 所有の意思（不要 ・186 条 1 項により推定）
- ・ 平穏かつ公然に（不要 ・186 条 1 項により推定）
- ・ 他人の物（不要 ・自己物の時効取得も可能）
- ・ 10 年の占有→ 186 条 2 項より 2 時点の占有事実で足りる
- ・ 占有開始時に善意（不要 ・186 条 1 項により推定）
- ・ 占有開始時に無過失
- ・ 時効援用の意思表示（必要 ・145 条）

3 抗弁以下の攻撃防御方法

(1)他主占有権原の抗弁

ア 抗弁の性質

186 条 1 項により推定される「所有の意思」がなければ、取得時効の法律効果の発生を障害する。そのため抗弁となる。

イ 要件事実

① その性質上所有の意思がないものとされる占有権原の発生原因

② ①に基づく引渡し

「所有の意思」の有無は、占有者の内心ではなく外形的客観的に決せられる（民 185 条「権原の性質上」という文言を参照）。そのため原告の当該占有が「所有の意思」ないと外形的客観的に認められる占有権原に基づくもとであると主張することになる（ex.賃借権、使用貸借）。

(2)他主占有事情の抗弁

ア 抗弁の性質

他主占有権原はないものの、外形的客観的な事情から「所有の意思」がないと認められる旨の主張であり、他主占有権原の抗弁と同様に障害の抗弁となる。

イ 要件事実

① 外形的客観的にみて占有者が他人の所有権を排除して占有する意思を有していなかったものと解される占有に関する事情

例えば、原告が固定資産税を支払っていない事情などが挙げられる。

第6 抵当権設定登記抹消請求（①物権的登記請求権）

1 訴訟物・請求の趣旨

訴訟物「所有権に基づく妨害排除請求権としての抵当権設定登記抹消請求権」

1 個

請求の趣旨「被告は、甲土地につき、別紙登記目録記載の抵当権設定登記の抹消登記手続きをせよ。」

訴訟物、請求の趣旨は所有権移転登記請求と同様であり、抹消対象のみが所有権移転登記から抵当権設定登記と変わる。

2 請求原因

- ① 原告が土地を所有していること
- ② 被告名義の抵当権設定登記が存在すること

請求原因は所有権移転登記請求と同様であり、抹消対象のみが所有権移転登記から抵当権設定登記と変わる。

3 抗弁以下の攻撃防御方法

(1)登記保持権原の抗弁

ア抗弁の性質

抵当権設定登記が有効であれば、訴訟物である「抵当権設定登記抹消登記請求権」の発生は障害されるため、この主張は抗弁となる。

イ要件事実

- ① 被保全債権の発生原因事実
- ② 抵当権設定契約の成立
- ③ 抵当権設定者が目的不動産を所有していたこと
- ④ 登記手続きが適法にされたこと

登記の有効要件は実体的有効要件（要件事実①②③）と形式的有効要件（要件事実④）がある。

【実体的有効要件】

- ・ 被保全債権の発生原因（・ 抵当権は被保全債権に附従する）
- ・ 抵当権設定契約
- ・ 抵当権設定者が目的不動産を所有（・ 目的物の所有者が物権契約をできる）

形式的有効要件とは、④当該登記が手続的に適法にされたことである。「登記が抵当権設定登記に基づく」という記載になる。

ウ 再抗弁

- ・ 弁済（略）
- ・ 消滅時効（略）

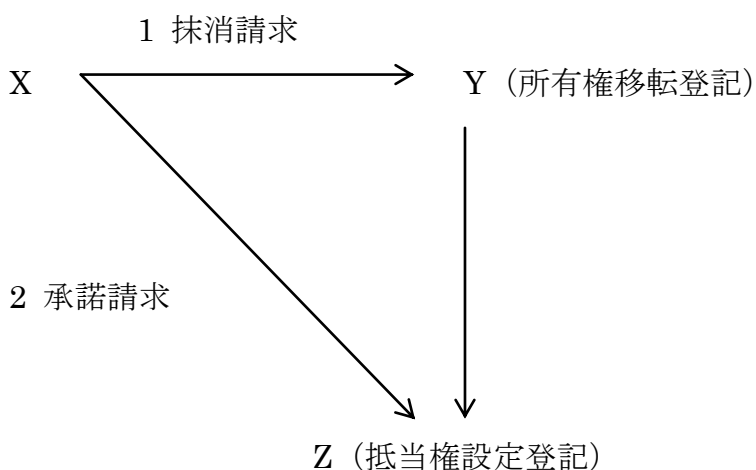
第7 登記上利害関係を有する第三者に対する承諾請求権(①物権的登記請求権)

1 訴訟物・請求の趣旨

訴訟物「所有権に基づく妨害排除請求権としての承諾請求権」1個

請求の趣旨

- 1 被告 Y は、甲土地につき、別紙登記目録記載の所有権移転登記の抹消登記手続きをせよ。
- 2 被告 Z は、原告に対し、上記抹消登記手続きを承諾せよ。



Y の所有権移転登記が抹消されると、その所有権移転登記を基礎とする抵当権設定登記も抹消されてしまう。そのため不動産登記法 68 条は登記上の利害関係を有する第三者がある場合に登記抹消の申請をするには、当該第三者の承諾が必要と定めている。

2 請求原因（被告 Z に対する請求）

- ① 原告が土地を所有していること
- ② 被告 Y 名義の所有権移転登記が存在すること
- ③ 被告 Z 名義の抵当権設定登記が存在すること
- ④ ③登記が、被告 Y が土地の所有名義人となっている時になされたこと

Z が、Y 名義の所有権移転登記抹消について「登記上の利害関係を有する第三者」であることを前提とする請求であるため、③に加えて、Z が「登記上の利害関係を有する第三者」であることを基礎付ける事実として④も主張する必要がある。

3 抗弁以下の攻撃防御方法

- (1) 所有権喪失の抗弁（略）
- (2) 虚偽表示の再抗弁（略）

(3) 民 94 条 2 項の主張

*94 条 2 項において善意の第三者による権利取得の法的構成によって、善意の第三者（民 94 条 2 項）の主張の位置づけが異なるという問題である。

・法定承継説（善意の第三者が真の権利者から直接に権利を取得する）と考えれば、善意の第三者（民 94 条 2 項）の主張は通謀虚偽表示の再抗弁に対する再々抗弁ではなく、所有権喪失の抗弁・通謀虚偽表示の再抗弁を前提とする「予備的抗弁」となる。

なぜならば、善意の第三者（民 94 条 2 項）の主張が認められても通謀虚偽表示による売買契約は無効のままであり、所有権喪失の抗弁の法律効果は復活しないためである。

・順次取得説（仮装譲渡が有効となることで善意の第三者が権利を取得する）と考えると、善意の第三者（民 94 条 2 項）の主張は通謀虚偽表示の再抗弁に対する再々抗弁となる。

なぜならば、善意の第三者（民 94 条 2 項）の主張が認められれば通謀虚偽表示による売買契約は有効となり、その結果、所有権喪失の抗弁の法律効果が復活するためである。

第5章 不動産明渡し（賃貸借契約終了）

第1 賃貸借契約終了に基づく土地明渡し請求

1 訴訟物・請求の趣旨

訴訟物「賃貸借契約終了に基づく目的物返還請求権としての
建物収去土地明渡し請求権」1個

請求の趣旨「被告は、原告に対し、甲建物を収去して乙土地を明け渡せ。」

土地上に建物が存在しない場合の訴訟物は「賃貸借契約終了に基づく目的物返還請求権としての土地明渡し請求権」である。

通説によると賃貸借の終了原因にかかわらず訴訟物は常に1個であり、個々の終了原因は原告の攻撃方法にすぎない。なぜならば、賃借人は賃貸借契約に基づき目的物返還義務を負うところ、個々の終了原因ごとに目的物返還義務を負うわけではないためである。

土地上に建物が存在する場合の訴訟物は「賃貸借契約終了に基づく目的物返還請求権としての建物収去土地明渡し請求権」であり、建物収去部分も訴訟物を構成する。なぜならば、賃借人は賃貸借契約に基づく義務として賃貸借契約の終了により目的物を原状に回復したうえで賃貸人に引き渡すという1個の義務を負っているからである。

2 請求原因（一般）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 賃貸借契約の成立② 賃貸借契約に基づく引渡し③ 賃貸借契約終了原因④ ②引渡後の建物の付属と契約終了時での存在 |
|--|

賃貸借契約の終了に基づいて目的物返還請求をするところ、賃貸借契約に基づき目的物を引き渡していたことが前提となる。そのため①に加えて②の主張まで必要である。

原状回復として建物収去を求めるところ、目的物の引渡後に建物が付属し、存在していることまで主張する必要がある。

なお、建物収去義務は賃貸借契約の終了に基づき生じるところ、当該建物を賃借人が所有するかを問わず、賃借人は当該建物を収去する義務を負う。そのため賃借人が建物を所有していることを主張する必要はない。

3 請求原因（民法上の期間満了）

(1)請求原因

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 賃貸借契約の成立② 賃貸借契約に基づく引渡し③ 賃貸期間の合意とその経過④ ②引渡後の建物の付属と契約終了時での存在 |
|---|

賃貸期間の定めがあり、それが満了すれば賃貸借契約は終了するため、終了原因として、「賃貸期間の合意」と「その期間の経過」を主張する必要がある。
* 賃貸借の存続期間は 20 年に制限されている（民 604 条 1 項）ため、賃貸期間 20 年以上と合意した場合は、20 年の経過を主張すれば足りる。

(2)抗弁以下の攻撃防御方法

ア(ア) 建物所有目的の抗弁

① 建物所有の合意をしたこと

賃貸借が建物所有目的でなされたのであれば、借地借家法が適用され、その結果、民法上の期間よりも賃貸借の存続期間が伸張される（同法 3 条）。原告が主張している賃借期間が経過しても賃貸借が終了しなければ、訴訟物である返還請求権の発生は障害される。そのため抗弁となる。

(イ) 一時使用目的の再抗弁

① 賃貸借契約を短期間に限り存続させる旨の合意

② 賃貸借契約が一時使用のためであることを基礎付ける評価根拠事実

建物所有目的の賃貸借であっても、一時使用目的であれば借地借家法が適用されない（同法 25 条）。そのため一時使用目的の主張は再抗弁となる。

賃借人の保護を図るといふ借地借家法の制度趣旨より、一時使用の「合意」に加えて、賃貸借に借地借家法の適用を必要としない「客観的合理的事情」まで要求すべきである。そのため①に加えて②まで主張する必要がある。

* 「客観的合理的事情」としては、賃借権が天変地異・火災等の後に応急的に仮設建物を建てる目的で設定された事情、土地が区画整理・買収の対象となっている事情、一時使用後に賃借人が土地を利用する具体的計画が存在し、これを賃借人が了解していること等が挙げられる。

イ 黙示の更新の抗弁

- ① 賃借人が賃貸期間満了後に土地を継続して使用したこと
- ② 賃貸人が①を知ったこと
- ③ ②から相当期間が経過したこと
- ④ 賃貸人が③相当期間内に異議を述べなかったこと

賃貸借期間の満了後も賃借人が目的物を継続して使用収益する場合に賃貸人が継続使用を知りながら異議を述べなければ賃貸借契約は更新されたものと（法律上）推定される（民 619 条 1 項）。賃貸借契約が終了しなければ、訴訟物である返還請求権の発生は障害される。そのため抗弁となる。

4 請求原因（借地借家法上の期間満了）

(1) 請求原因

- ① 賃貸借契約の成立
- ② 賃貸借契約に基づく引渡し
- ③ ①契約が建物所有目的
- ④ 借地借家法上の存続期間の満了
- ⑤ ②引渡後の建物の付属と契約終了時での存在

賃貸借契約が建物所有目的であり、借地借家法が適用されることを自認したうえでの請求原因である。

借地借家法が適用される場合、賃貸期間は、30 年未満の賃貸期間の合意をした場合は 30 年、30 年以上の賃貸期間の合意をした場合はその合意期間となる（同法 3 条）。

(2)抗弁以下の攻撃防御方法

ア土地の使用継続による法的更新の抗弁

① 賃借人が期間満了後土地を継続して使用したこと

借地借家法で定められた賃借期間が満了した後も賃借人が土地を継続して使用した場合、土地上に建物があれば、賃貸借契約を更新したものとみなされる（同法5条2項）。

土地上に建物があることは請求原因で現れているため、賃借人は「①期間満了後の土地の継続使用」を主張することで足りる。

イ異議なき承諾の再抗弁

① 賃貸人が賃借人の土地継続使用に対し、遅滞なく異議を述べたこと

② 更新を拒絶するについて正当な理由があることを基礎付ける評価根拠事実

賃貸人が遅滞なく異議を述べた場合には、法定更新の効果は生じない（借地借家法6条1項、5条2項）。遅滞なき異議が認められれば、法定更新による法律効果の発生を障害し、請求原因が復活するため再抗弁となる。

5 請求原因（解約）

(1)請求原因

- ① 賃貸借契約の成立
- ② 賃貸借契約に基づく引渡し
- ③ 解約申入れの意思表示
- ④ ③から一年の経過
- ⑤ ②引渡後の建物の付属と契約終了時での存在

土地の賃貸借契約は、解約申入れから1年を経過することで終了する（民617条1項1号）。そのため、「解約申入れの意思表示」と「意思表示から1年の経過」を主張する必要がある。

(2)抗弁以下の攻撃防御方法

ア建物所有目的の再抗弁（略）

イ短期使用目的の再抗弁（略）

6 請求原因（債務不履行解除）

(1) 請求原因

- ① 賃貸借契約の成立
- ② 賃貸借契約に基づく引渡し
- ③ 賃料支払期限の合意
- ④ ③期限の経過
- ⑤ 催告
- ⑥ 相当期間の経過
- ⑦ 解除の意思表示
- ⑧ 引渡後の建物の付属と契約終了時での存在

債務不履行があったことをいうために①②③④の主張が必要である。賃料は目的物を賃借人が使用収益可能な状態に置いたことに対する対価として発生するものであるところ、賃料支払債務は発生しているというために①だけではなく、②の主張が必要である。その他の要件は売買契約における履行遅滞解除と同様である。

(2) 抗弁以下の攻撃防御方法

ア弁済の提供（略）

7 請求原因（増改築禁止特約違反による解除）

(1)請求原因

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 賃貸借契約の成立② 賃貸借契約に基づく引渡し③ 増改築禁止・無催告解除特約④ 賃借人による土地上建物の増改築⑤ 解除の意思表示⑥ ②引渡後の建物の付属と契約終了時での存在 |
|--|

賃貸人と賃借人との間で、賃借人が賃借土地上の建物の増改築をすることを禁止し、これに違反すれば無催告解除をする旨の特約をしたところ、同特約に違反という債務不履行があったため、無催告解除をするものである。

(2)抗弁以下の攻撃防御方法

ア信頼関係不破壊の抗弁

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 信頼関係を破壊するおそれがあると認めるに足りない事情を基礎づける評価根拠事実 |
|--|

賃貸借契約は当事者間の信頼関係を基礎とする継続的契約であるから、債務不履行があっても信頼関係が破壊されると認めるに足りない事情があれば、解除権が制限される。

第6章 動産引渡し

第1 所有権に基づく動産返還請求

1 訴訟物・請求の趣旨

訴訟物「所有権に基づく返還請求権としての動産引渡請求権」1個

請求の趣旨「被告は、原告に対し、動産甲を引き渡せ。」

2 請求原因

- ① 原告が動産を所有していること
- ② 被告が動産を占有していること

3 抗弁以下の攻撃防御方法

(1)所有権喪失の抗弁（即時取得）

ア 抗弁の性質

被告が即時取得により動産を原始取得すれば、その効果として原告の所有権は消滅する。そのため即時取得の主張は請求原因の法律効果の発生を障害するため、抗弁となる。

イ 要件事実

- ① 取引行為
- ② ①に基づく引渡し

【実体法上の要件】

- ・ 取引行為
- ・ 基づく引渡し（占有の開始）
- ・ 平穩かつ公然（不要・民 186 条 1 項により推定）
- ・ 善意（不要・民 186 条 1 項により推定）
- ・ 無過失（不要・民 188 条により推定）

ウ 再抗弁

・悪意

①占有取得時に前主の無権利について悪意であったこと

占有者の「善意」は民 186 条 1 項により推定されるが、占有者が占有取得時に前主に所有権がないことについて悪意であれば、即時取得の法律効果の発生が障害され、請求原因が復活する。そのため再抗弁となる。

・過失

①占有取得時に前主が権利者であると信じたことにつき過失があったことを基礎付ける評価根拠事実

占有者の「無過失」は民 188 条により推定されるが、占有者が占有取得時に前主に所有権があると信じることに過失があれば、即時取得の法律効果の発生が障害され、請求原因が復活する。そのため再抗弁となる。

「過失」の有無は、前主の処分権原につき取得者に疑念が生じなければならなかったかどうか（**調査確認義務の存在**）、もし同義務があるならば取得者が正しい認識を得るために相当と認められる措置を講じたか（**調査確認義務の懈怠**）という観点から認定する。

(2) 所有権喪失の抗弁（代物弁済）

ア 抗弁の性質

第三者が原告から代物弁済により動産の所有権を取得すれば、原告の所有権は消滅する。そのため代物弁済による所有権移転は請求原因の法律効果の発生を障害するため、抗弁となる。

イ 要件事実

① 債務の発生原因事実

② 代物弁済の合意

代物弁済契約の成立要件は代物弁済の合意のみで足りる（諾成契約説）と考えるのが通説判例である。そのため、代物弁済契約の成立は①債務の発生を前提として、②代物弁済の合意のみで足りる。

また、代物弁済による所有権移転の効果は代物弁済契約の合意により生じるため、①②の主張で足りる。

*代物弁済による債務の消滅の効果発生を主張する場合は、対抗要件の具備（不動産は登記、動産は引き渡し）まで主張する必要がある。

(3)対抗要件の抗弁（略）

(4)対抗要件具備による所有権喪失の抗弁（略）

(5)占有権原の抗弁（略）

第2 付帯請求

1 訴訟物・請求の趣旨

訴訟物「不法行為に基づく損害賠償請求権」1個

動産引渡しの執行が功を奏しない場合に備えて、動産の代償として金銭の支払いを求める請求（代償請求）である。

動産引渡請求権は現在の請求権（口頭弁論終結時点）であるが、代償請求権は将来請求権（口頭弁論終結後）であるため、両訴訟物は時点を異にする。そのため両訴訟物は実体法上両立するため、両者の関係は単純併合となる。

請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対し、動産甲を引き渡せ。
- 2 前項の強制執行の目的を達することができなかつたときは、被告は原告に対し、100万円を支払え。

2 請求原因

- ① 原告が動産を所有していること
- ② 被告が動産を占有していること
- ③ 口頭弁論時の目的物の価格

代償請求をするためには、損害額の主張として、「③口頭弁論時の目的物の価格」を主張することで足りる。

執行が不執行に終わったことで「権利侵害」と「損害の発生」が認められ、それは少なくとも被告の「過失」に基づくものといえる。そして、権利侵害と損害発生の間「因果関係」があることも明らかである。そのため、これらの要件について主張する必要はない。

第7章 債権譲渡

第1 譲受債権請求

1 訴訟物・請求の趣旨

訴訟物「AY間の消費貸借契約に基づく貸金返還請求権」1個

請求の趣旨「被告は、原告に対し、100万円を支払え。」

債権譲渡は、債権の同一性を変えずに帰属主体を変更するものである。そのため訴訟物は譲渡前の債権・債務者間での債権の発生原因により決まる。

債権の帰属主体が変更される以上、訴訟物の特定として「AY間の」というように主体を記載する必要がある。

2 請求原因

- ① 譲受債権の発生原因事実
- ② ①債権の取得原因事実

訴訟物は、譲渡人の債務者に対する債権であり、これを原告が取得したことで同債権の履行を求めることができる。そのため請求原因として「譲受債権の発生原因事実」と「同債権の取得原因事実」(ex. 売買、贈与)を主張する必要がある。

* 処分行為の要否

債権が「移転」したといえるためには原因行為(ex. 売買、贈与)に加えて、債権の移転自体を目的とする準物権行為としての処分行為まで必要かという議論がある。この議論は物権変動における「物権行為の独自性」と同じ議論である。通説では、物権行為・債権譲渡行為の独自性はともに否定される。そのため債権が「移転」したといえるためには原因行為を主張すれば足りる。

3 抗弁以下の攻撃防御方法

(1) 譲渡禁止特約

ア 抗弁の性質

当該債権に譲渡禁止特約が付されていた場合には、同債権を譲渡することができない（民 466 条 2 項）。譲渡禁止特約の主張が認められれば原告が同債権を取得することができない。そのため譲渡禁止特約の主張は請求原因の法律効果を障害する抗弁となる。

イ 要件事実

- ① 譲渡禁止特約の合意
- ② 原告が債権を譲り受けた際、①特約を知っていたこと
- （②' 原告が債権を譲り受けた際、①特約を知らなかったことにつき重大な過失があることの評価根拠事実）

債権は原則として自由に譲渡することができる。そのため、ただし書という条文構造であるが、「譲渡禁止特約の合意」に加えて、「原告が譲渡禁止特約の存在について悪意または重過失である」こと（民 466 条 2 項ただし書）まで主張する必要がある。

ウ 再抗弁

・ 承諾の意思表示

- ① 被告が債権譲渡について承諾の意思表示をしたこと

判例は、譲渡禁止特約が付されている債権が譲渡された場合であっても、債務者が承諾すれば、同債権譲渡は譲渡時にさかのぼって有効になるとする。そのため「債務者の承諾」が認められれば、譲渡禁止特約の抗弁により発生した法律効果が消滅し、請求原因による法律効果が復活する。したがって、「債務者の承諾」は再抗弁となる。

(2)債務者対抗要件

ア 抗弁の性質

債権の譲受人は債務者対抗要件を備えない限り、債権譲渡を債務者に対抗することができない（民 467 条 1 項）。この場合、債務者はその旨を権利抗弁として主張することで譲受人からの請求を拒むことができる。そのため債務者対抗要件の主張は、権利行使を阻止する抗弁となる。

イ 要件事実

① 対抗要件の有無を問題とし、これを争う旨の権利主張

以下、第 3 章不動産明渡訴訟での「対抗要件の抗弁」と同様である。

ウ 再抗弁

- ・対抗要件具備

① 債権譲渡後に譲渡人が被告に対し譲渡通知をしたこと
(①' 債権譲渡について被告が承諾したこと)

(3)譲渡人に生じた事由

ア 抗弁の性質

債権譲渡がなされたが、債務者が債権譲渡を知らずに譲渡人に対し、債務の「弁済」や債権発生原因である契約の「解除」をした場合に債務者はその事実を譲受人に主張することができる（民 468 条 2 項）。「譲渡人に生じた事由」としては、弁済、解除や取消しなどが挙げられる。

イ 要件事実（略）

ウ 再抗弁

- ・先立つ債務者対抗要件

①当該事由に先立ち債権譲渡につき譲渡人が被告に対し譲渡通知をしたこと

「譲渡人に生じた事由」は、当該事由に先立って債権譲渡の債務者対抗要件が具備されていた場合には譲受人に対抗できなくなる（民 468 条 2 項参照）。そのため「先立つ債務者対抗要件の具備」が認められれば、抗弁による法律効果の発生を障害し、請求原因による法律効果の発生が復活するため、この主張は再抗弁となる。

・異議なき承諾

① 当該事由に先立ち債権譲渡につき被告が承諾したこと

「譲渡人に生じた事由」は、債務者が債権譲渡について異議をとどめない承諾をした場合、譲受人に対抗できなくなる（民 468 条 1 項）。そのため「異議なき承諾」が認められれば、抗弁による法律効果の発生を障害し、請求原因による法律効果の発生が復活するため、この主張は再抗弁となる。

(4) 第三者対抗要件の抗弁（債権が二重譲渡された場合）

ア 抗弁の性質

譲受人は第三者対抗要件を備えない限り、債権譲渡を債務者以外の第三者に対抗することができない（民 467 条 2 項）。そのため債権の二重譲渡があった場合に債務者は譲受人が第三者対抗要件を備えていない限り弁済を拒絶することができる。そのため第三者対抗要件の主張は、権利行使を阻止する抗弁となる。

イ 要件事実

① 譲渡人から第三者への債権移転原因事実

② 債務者対抗要件を具備したこと

③譲渡人から原告への債権譲渡につき、譲渡人が被告に確定日付ある証書による譲渡通知をし、または被告が確定日付ある証書による承諾をしない限り原告を債務者と認めない旨の権利主張

債権の二重譲渡により、譲受人間の優先関係が問題となるのは、原告である譲受人が債務者対抗要件（民 467 条 1 項）を備えていることが前提である。すなわち、債務者対抗要件すら備えていない者を債権者として扱う必要はないため、譲受人間での優先関係は問題とならないのである。そのため「②債務者対抗要件が具備されたこと」を主張する必要がある。

ウ 再抗弁

・第三者対抗要件具備

① 譲渡人から原告への債権譲渡につき被告が確定日付ある証書による承諾をしたこと

(①' 譲渡人から原告への債権譲渡につき、被告が確定日付ある証書による承諾をしたこと)

「第三者対抗要件が具備」されれば、第三者対抗要件の抗弁による法律効果の発生は障害されるため、これは再抗弁となる。

(5)債権喪失の抗弁（債権が二重譲渡された場合）

ア 抗弁の性質

債権の二重譲渡があった場合、第三者対抗要件を具備した譲受人が優先する。仮に原告以外の譲受人が第三者対抗要件を具備すれば、譲受人間では、その者の優先が確定し、原告は債権を失うことになる。そのため債権喪失の抗弁は請求原因による法律効果の発生を障害する抗弁となる。

イ 要件事実

① 譲渡人から第三者への債権の移転原因事実

② ①債権譲渡につき、確定日付ある証書による通知または承諾がされたこと

以下、第3章不動産明渡請求訴訟での「対抗要件具備による所有権喪失の抗弁」と同様である。

ウ 再抗弁

・第三者対抗要件具備

① 譲渡人から原告への債権譲渡につき被告が確定日付ある証書による承諾をしたこと

(①' 譲渡人から原告への債権譲渡につき、被告が確定日付ある証書による承諾をしたこと)

債権は二重譲渡を受けた譲受人相互間で優先していなくとも、債務者に対し債権全額を請求することができるため、第三者対抗要件具備が第三者に「先立つ」ことまでを主張する必要はない。

(6)他の譲受人への弁済の抗弁（債権が二重譲渡された場合）

ア 抗弁の性質

債権が二重譲渡された場合に債務者が優先する譲受人に対し、弁済をすれば債権は消滅する。そのため抗弁となる。

イ 要件事実

- ① 譲渡人から他の譲受人への債権の移転原因事実
- ② 他の譲受人への弁済

この段階では原告が第三者対抗要件を具備した事情は現れていないため、債務者は「他の譲受人が原告に優先すること」を主張する必要はなく、「他の譲受人に弁済したこと」を主張すれば足りる。

ウ 再抗弁

- ・第三者対抗要件具備

- ① 譲渡人から原告への債権譲渡につき被告が確定日付ある証書による承諾をしたこと
- (①' 譲渡人から原告への債権譲渡につき、被告が確定日付ある証書による承諾をしたこと)

前述の通り、優先関係については原告が主張することになる。

(7)準占有弁済の抗弁

ア 抗弁の性質

債務者が劣後する譲受人に弁済した場合でも、その弁済が準占有者に対する弁済（民 478 条）と認められれば、債権は消滅する。そのため抗弁となる。

イ 要件事実

- ① 準占有者であることを基礎付ける事実
- ② 弁済者の善意
- ③ 弁済者の無過失を基礎付ける評価根拠事実
- ④ 準占有者に対する債務の履行

実体法上の要件がそのまま要件となる。

第8章 請負（報酬請求）

1 訴訟物

訴訟物「請負契約に基づく報酬請求権」1個

2 請求原因

- ① 請負契約の成立
- ② 仕事の完成

民 632 条より「請負契約の成立」により報酬請求権は成立する。

しかし、「報酬は、目的物の引渡しと同時に、支払わなければならない」（民 633 条）ところ、「仕事の完成」が報酬請求をする前提となる（＝「仕事の完成が先履行」）。そのため①に加えて②まで主張する必要がある。

* 委任契約における受任者の報酬請求も同様である。すなわち、「委任事務を履行した」ことが報酬請求をする前提である（民 648 条 1 項本文）ため、①委任契約の成立と②委任事務の履行をしたことを主張する必要がある。

第9章 債権者代位・詐害行為取消し

第1 債権者代位

1 訴訟物・請求の趣旨

訴訟物「AのYに対する消費貸借契約に基づく貸金返還請求権」1個

請求の趣旨「被告は、原告に対し、100万円を支払え。」

債権者代位訴訟の場合、訴訟物に係る権利関係の「権利主体」と「原告・被告」とが異なっている。そのため、訴訟物を特定するために「権利主体」（上記説例の場合は「AのYに対する」の部分）による特定も必要である。

2 請求原因

- ① 被保全債権の発生原因事実
- ② 保全の必要性を基礎付ける事実
- ③ 訴訟物である権利の発生原因事実

【実体法上の要件（民423条1項）】

- ・ 被保全債権の存在
- ・ 保全の必要性
- ・ 債務者に属する権利の存在
- ・ 債務者が権利を行使していないこと（不要 ∵ 抗弁になる）
- ・ 一身に属する権利でないこと（不要 ∵ ①の主張により判断可能）

第2 詐害行為取消し

1 訴訟物・請求の趣旨

訴訟物「詐害行為取消請求権」1個

詐害行為の取消しに加え、現物返還（または価格賠償）をする場合であっても、実体法的には詐害行為取消権でひとかたまりの権利であるため、訴訟物の個数は1個である。

請求の趣旨

- 1 AとYが平成○年○月○ 日に甲土地についてした売買契約を取り消す。
- 2 Yは、甲土地について、別紙登記目録記載の所有権移転登記の抹消登記手続きをせよ。

2 請求原因

- ① 被保全債権の発生原因事実
- ② 債務者が①債権発生後に債務者の財産権を目的とする法律行為をしたこと
- ③ ②が債権者を害すること
- ④ ③について債務者が悪意
- (⑤ ②に基づき目的物の引渡し、所有権移転登記等がされたこと（目的物返還請求、登記抹消請求等の場合）)
- (⑥ ②目的物の価格（価格賠償請求の場合）)
- (⑦ 被告が転得者であること（被告が転得者である場合）)

第10章 相続

1 請求原因

- ① 被相続人の死亡
- ② 相続人であることを基礎付ける事実

相続は、被相続人の死亡により開始する（民 882 条）。そのため①被相続人の死亡を主張する必要がある。

相続人の相続権については民 887 条以下の定めに従って、相続権の発生根拠となる事実（ex. 被相続人の子であること）を主張する必要がある。

そして「他に相続人がいないこと」を主張する必要はない（非のみ説）。なぜならば、「いないこと」の証明を求めることは相続を主張するものに酷である。また事実①②が認められれば、相続による承継効果（民 896 条本文）が発生しているところ、他に相続人がいることは権利承継という法律効果の発生を部分的に障害するにすぎない事実であるからである。

第 11 章 債務不存在確認

1 訴訟物・請求の趣旨

訴訟物「Y の X に対する消費貸借契約に基づく貸金返還請求権」1 個

請求の趣旨「原告被告間の平成〇年〇月〇日締結の消費貸借契約に基づく原告の被告に対する債務が存在しないことを確認する。」

債務不存在確認訴訟は、給付訴訟の裏返し（原告と被告が逆）になった訴訟である。そのため訴訟物は、給付訴訟と同じである。

2 請求原因

① 権利または法律関係について当事者間に争いがあること

給付訴訟において請求原因として主張される事実が抗弁に、抗弁として主張される事実が再抗弁になるように、当事者の主張は1つずつずれていく。

したがって、債務不存在訴訟の原告（債務者）は、請求原因として確認の利益を基礎付ける事実を主張することで足りる。